

特定空家等における除却費用の助成事業

危険な空き家住宅の解体に対し、除却費用の**3分の1**までを助成します。助成の限度額は、**30万円**です。

対象区域

市街化区域のうち港町、築港、銭函4・5丁目を除く区域

対象者

- ・住宅の所有者または相続人
- ・市税の滞納が無い
- ・暴力団等と関係を有しない
- ・前年の世帯総所得が545万円以下

対象となる空き家(次の条件を全て満たしていること)

- ・専用住宅または延べ面積の半分が住宅である兼用住宅
- ・危険な状態であること
- ・所有権以外の権利が設定されていないこと
- ・権利者が複数いる場合、全ての方の同意が得られること
- ・故意に破損させたものでないこと
- ・他に補助を受けていないこと

申し込み

- ・その他にも条件がありますので、詳しくは建築指導課空き家対策担当までお問い合わせください
- ・申し込みは5月1日より先着順で受け付け、申請額の合計が予算額に達した時点で締め切ります
- ・すでに工事に着手している場合は対象となりませんのでご注意ください

適正に管理されていない 空き家を減らしていくために



市では平成29年2月、空き家への対策の指針となる「小樽市空家等対策計画」を策定しました。今回は計画に基づいて行われる空き家などへの取り組みについてお知らせします。

危険な空き家に対しては

空き家は個人の財産であるため、管理責任は原則として、所有者にあります。

しかし、市内には適正に管理されていない空き家が複数存在するのが現状です。

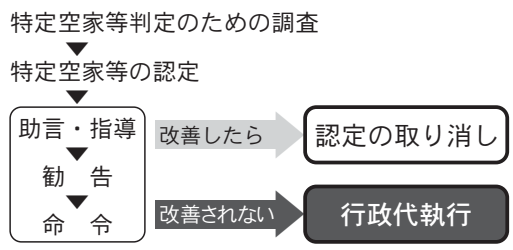
「空家等対策特別措置法」では、適正に管理がされず、次のような状態になった空き家を「特定空家等」に認定することとしています。

- 倒壊など著しく保安上危険となる恐れのある状態
- 著しく衛生上有害となる恐れのある状態
- 著しく景観を損なっている状態

- その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

「特定空家等」に認定された場合、段階を追って「助言・指導」「勧告」「命令」「行政代執行」の措置が取られることになっていきます(下の囲みを参照)。

特定空家等に対する措置の流れ



倒壊の危険性がある空き家は、所有者により速やかに対処されるべきですが、所有者が置かれている状況はさまざまであり、除却費用を全て用意することが困難な方もいます。

除却費用の一部を助成します

この現状を踏まえ、市では、今年度から特定空家等の除却費用の一部を助成する制度を実施します(上の囲みを参照)。工事費の一部を助成

することで特定空家等の除却を推進し、安全で安心な生活環境の確保を目指します。

◆お問い合わせは、建築指導課空き家対策担当 ☎ 4111内線430、☎ 3963へどうぞ。

お持ちの空き家を有効活用

空き家・空き地バンクを ご利用ください

空き家・空き地バンクとは、市内にある空き家や空き地の物件情報を登録し、市のホームページで公開することによって広く周知し、物件の有効活用を図る制度です。

※登録には条件がありますので、詳しくは建築指導課空き家対策担当までお問い合わせください。

「小樽市空家等対策会議」の委員を募集

空き家に対する対策を審議する会議の委員を募集します。

対象 市内に住む18歳以上の方で、他の審議会等の委員になっていない方・1人

任期 5月下旬から2年間

申し込み 応募用紙に必要事項を記入し、5月15日(火)まで(消印有効)に直接、または郵送で建築指導課空き家対策担当へ

※応募用紙は建築指導課、駅前・銭函・塩谷の各サービスセンターで配布しているほか、ホームページからも入手できます。

☎ 詳細 建築指導課空き家対策担当 ☎ 4111内線430、☎ 3963